

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	介護保険関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香芝市は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

介護保険に係る事務において、業務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

香芝市長

## 公表日

令和7年7月28日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	<p>介護保険法及び香芝市介護保険条例等の規定に基づき、介護保険被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護（要支援）認定及び保険給付等に関する事務を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）において別表第100の項の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>介護保険資格の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格の取得、喪失及び変更等の届出</li> <li>・被保険者証の交付及び再発行等の申請</li> </ul> <p>介護保険料の賦課徴収関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料の賦課及び徴収等</li> <li>・保険料の徴収猶予及び減免の申請</li> </ul> <p>要介護（要支援）認定申請関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護（要支援）認定申請</li> <li>・保険料滞納者に係る給付制限等</li> </ul> <p>介護給付関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅サービス計画作成依頼</li> <li>・負担限度額認定申請及び各種減免認定申請</li> <li>・高額介護（予防）サービス費及び高額医療合算介護（予防）サービス費等の支給申請 <ul style="list-style-type: none"> <li>↳高額医療合算介護（予防）サービス費の事務に個人番号を利用し、介護保険と国民健康保険又は後期高齢者医療制度の給付情報に関する名寄せを行う</li> </ul> </li> <li>・福祉用具購入費及び住宅改修費等の支給</li> </ul> <p>マイナポータルによるサービス検索・電子申請機能での受領  マイナポータルお知らせ機能での通知  電子申請データの取込  「サービス検索・電子申請機能」より申請された電子申請データの「申請管理システム」から基幹システムへの取込</p> <p>※高額医療合算介護（予防）サービス費等の支給申請における（保険者事務共同処理業務）について、国民健康保険団体連合会（国保連合会）に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票（訂正時には訂正連絡票）情報」を提供している。</p>
③システムの名称	介護保険システム 滞納管理システム 伝送システム サービス検索・電子申請機能 申請管理システム

## 2. 特定個人情報ファイル名

介護保険情報ファイル 収納情報ファイル 滞納情報ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号</li> <li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第31項</li> </ul>
--------	--

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 実施する</li> <li>2) 実施しない</li> <li>3) 未定</li> </ol>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号</li> <li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第31項</li> </ul>

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部 介護福祉課
②所属長の役職名	介護福祉課長

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市役所 健康福祉部 介護福祉課 TEL:0745-79-7521
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市役所 健康福祉部 介護福祉課 TEL:0745-79-7521
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年6月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年6月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の次の留意事項を遵守している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。</li> <li>・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。</li> <li>・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。</li> <li>・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。</li> </ul> <p>※移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。</p> <p>①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効し、必要最小限の権限及び数に制限している。</li> <li>・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御している。</li> <li>・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。</li> </ul> <p>②移行データ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態としている。</li> <li>・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。</li> <li>・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、専用線による接続を行い、外部からの読み取りを防止している。</li> </ul> <p>③テストデータ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、必要最小限のテストデータのみを生成している。</li> </ul> <p>④相互牽制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施している。</li> </ul>	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<p style="text-align: center;">[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol>	
当該対策は十分か【再掲】	<p style="text-align: center;">[            十分である            ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>	
判断の根拠	<p>「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の次の留意事項を遵守している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。</li> <li>・申請者からマイナンバーが得られない場合のみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。</li> <li>・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。</li> <li>・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。</li> </ul> <p>■ガバメントクラウドにおける措置</p> <p>①物理的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</li> <li>・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</li> </ul> <p>②技術的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</li> <li>・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</li> <li>・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。</li> <li>・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</li> <li>・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</li> <li>・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</li> </ul> <p>■移行作業時に関する措置</p> <p>移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。</p>	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月29日	②事務の概要	別表第一第68の項	別表第100の項の規定	事後	法改正に伴う変更
令和6年10月29日	法令上の根拠 ②法令上の根拠	別表第二 第 1,2,3,4,5,6,8,11,26,30,33,39,42,46,56の 2,58,61,62,80,81,83,87,90,93,94,95,97,108,109項	(削除)	事後	法改正に伴う変更
令和7年1月1日	評価実施機関における担当部署	健康部 介護福祉課 及び 保険料収納課	健康福祉部 介護福祉課	事後	機構改革に伴う変更
令和7年1月1日	特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求	香芝市役所 福祉部 介護福祉課 TEL: 0745-79-7521	香芝市役所 健康福祉部 介護福祉課 TEL: 0745-79-7521	事後	機構改革に伴う変更
令和7年1月1日	特定個人情報ファイルの取扱い に関するお問い合わせ	香芝市役所 福祉部 介護福祉課 TEL: 0745-79-7521	香芝市役所 健康福祉部 介護福祉課 TEL: 0745-79-7521	事後	機構改革に伴う変更
令和7年6月1日	②事務の概要	(説明追記)	高槻医療センター(予防/サービス)の事務に個人番号を利用し、介護 保険と国民健康保険又は後期高齢者医療制度の給付情報に関する名 寄せを行う	事後	厚労省通知(介護保険最新情報 Vol.507)に伴う変更
令和7年6月30日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	(説明追記)	■ガバメントクラウドにおける措置	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更
令和7年6月30日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	(説明追記)	■移行作業時に関する措置	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更
令和7年6月30日	8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	(説明追記)	※移行作業時におけるリスクに対する措置	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更